

定款一部変更のお知らせ

定款の一部変更を行いました。（下線は変更部分を示します）

定款変更は平成27年2月25日から施行する。

現行定款	変更後
第9章 選考委員会	第9章 選考委員会
<p>(選考委員会) 第46条 この法人に、<u>第4条第1号</u>に定める業務を行うため選考委員会を置く。 2 選考委員会は、5名以上8名以内の委員で構成する。 3 委員は、理事会が学識経験者のうちから選出し、代表理事が委嘱する。 4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。 5 委員は、役員及び評議員を兼ねることはできない。</p>	<p>(選考委員会) 第46条 この法人に、<u>第4条</u>に定める業務を行うため選考委員会を置く。 2 選考委員会は、5名以上8名以内の委員で構成する。 3 委員は、理事会が学識経験者のうちから選出し、代表理事が委嘱する。 4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。 5 委員は、役員及び評議員を兼ねることはできない。</p>
<p>6 選考委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>6 選考委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>
第10章 賛助会員	第10章 賛助会員
<p>(賛助会員) 第47条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員（以下「会員」という。）とすることができる。 2 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。 3 会員は、理事会が別に定める会費を支払う義務を負う。 4 会員は、理事会が定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。 5 この法人は、会員に対し特別な利益を与えることができない。 6 会員は、この法人の業務執行に関する一切の権利を有しないものとする。 7 その他会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。</p>	<p>(賛助会員) 第47条 この法人の目的に賛同する個人又は団体であって、<u>理事会の定める賛助会費を納入した者又は特別な寄附を行った者を賛助会員とする。</u> 2 <u>賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。</u></p>
第13章 公告の方法	第13章 公告の方法
<p>(公告) 第52条 この法人の公告は、<u>事務所玄関の掲示板に掲載する方法による。</u></p>	<p>(公告) 第52条 この法人の公告は、<u>電子公告により行う。</u> 2 <u>事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</u></p>